

議 事 録

令和3年2月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～15:00
会議名	第7回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 玉岡 西山 前田 高田 木下 山口 森中 奥沢 福地 宮本 森下清 中井 北川 垣内 [推進委員] (計16名)	
欠席者	西田 大田 藤室 福森 金谷 坂本 山本 森本 [コロナ感染対策として最小限の出席としたため]	
事務局	小林 福山 今出 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第7回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。本日は、議案の案件説明のためご出席いただく委員の数が半数を超えますので、それ以外の委員については出席いたしておりません。現在、出席委員は総数24名中、16名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。18番の宮本委員さん、21番の中井委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数10件、筆数は田のみの20筆、面積は合計41,441㎡についての通知がありましたので報告いたします。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田のみの6筆、面積は合計5,810㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～8について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 比自岐地区、所在地は比自岐の畑1筆、面積は58㎡、譲渡人は比自岐の〇〇〇〇さん、譲受人は比自岐の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は89aで、許可後は90aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人50年、妻20年、子15年で常時従事されています。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は野菜を耕作する予定です。申請地は自宅のすぐ南側にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	
事務局	No.2 神戸地区、所在地は下神戸の田1筆、面積は2,874㎡、譲渡人は猪田の〇〇〇〇さん、譲受人は下神戸の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は141aで、許可後は170aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人10年で常時従事されています。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から約100mと近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 神戸地区、所在地は上神戸の田1筆、面積は958㎡、譲渡人は上神戸の〇〇〇〇さん、譲受人は上神戸の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は375aで、許可後は384aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人30年、妻30年で常時従事されています。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は水利の便が良くないことから野菜や果樹を耕作する予定です。申請地は自宅から約100mと近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 神戸地区、所在地は上神戸の田1筆、上林の田2筆と畑1筆の合計4筆、面積は合計1,243㎡、譲渡人は上林の〇〇〇〇さん、譲受人は上林の〇〇〇〇さんで、祖父から孫へ生前贈与です。譲受人の耕作面積は27aで、同一農家世帯であることから許可後も27aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人30年、妻30年で常時従事されています。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は野菜を耕作する予定です。申請地は自宅から約100mと近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5 猪田地区、所在地は上之庄の田1筆、面積は1,872㎡、譲渡人は上之庄の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は8aで、許可後は26aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人35年、夫35年で常時従事されています。農機具は、トラクター、耕耘機、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は水稻を耕作する予定です。自宅は名張市ですが、自営されている農機具販売の事務所が申請地のすぐ東側であり、所有農地とも隣接していることから、取得後は一体利用にて引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 猪田地区・古山地区、所在地は上之庄の畑2筆、菖蒲池の畑1筆の合計3筆、面積は合計2,678㎡、譲渡人は大阪市住吉区の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の農事組合法人〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積2,163aで、許可後は2,190aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である農事組合法人〇〇〇〇については、構成員5名全てが年間80日から250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。農機具はトラクター3台、移植機2台、収穫機・動力カルテを各1台所有し、両地区にて玉ねぎ等の野菜を耕作する予定です。現地は事務所から2.5kmにありますが、周囲には所有農地が点在しており、取得後は併せて引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7 山田地区、所在地は炊村の畑1筆、面積は35㎡、譲渡人は上野忍町の〇〇〇〇さん、譲受人は炊村の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は42aで、許可後も42aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人30年で常時従事されています。農機具は、耕耘機を1台所有しており、取得後は野菜を耕作する予定です。申請地は自宅と隣接しており、また所有農地の畑とも隣接し一体で耕作をすることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 阿波地区、所在地は上阿波の田1筆、面積は2,475㎡、譲渡人は上阿波の〇〇〇〇さん、譲受人は上阿波の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は96aで、許可後は121aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人45年、妻10年で常時従事されています。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有しており、取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から約1kmで車で2分と近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して比自岐・神戸地区担当委員、猪田地区担当委員、古山地区担当委員、山田地区担当委員、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

木下委員	No.1について説明いたします。1月25日に現地立会いを行いました。〇〇さんが耕作できなくなったことから近隣の〇〇さんが野菜を耕作される予定です。
木下委員	No.2について説明いたします。1月25日に現地確認を行いました。〇〇さんが相続で取得した農地ですが自宅から遠いため、近隣の〇〇さんに譲ることになりました。
木下委員	No.3について説明いたします。1月25日に現地確認を行いました。〇〇さんが耕作できないので〇〇さんに作ってもらっていた農地です。特に問題ありません。
木下委員	No.4について説明いたします。1月25日に現地立会いを行いました。贈与になりますが、〇〇さんの息子が遠方にいるため、近所に住む孫に贈与して管理を任せることになりました。
山口委員	No.5について説明いたします。〇〇さんの住所は名張市ですが事務所がこの農地に隣接しており、また事務所の北側に所有地があり一体で耕作していくとのことで特に問題はありません。
山口委員	No.6について説明いたします。畑ですが現状は荒れており雑木も生えています。〇〇が重機で整備し農地に回復するというので問題ありません。
森中委員	No.6について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。トラクターで耕せばすぐにでも耕作できる状態で特に問題はありません。
宮本委員	No.7について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。〇〇さんの私有地に隣接している畑ですので問題ありません。
森下委員	No.8について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。田を田として耕作しますが一部沼地になっていることから重機で排水路を作るとのことです。〇〇さんは近隣でも耕作されており問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～8について一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～8は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.9～15を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9 新居地区、所在地は西高倉の畑1筆、面積は69㎡、譲渡人は西高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は西高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は101a、取得後は116aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具は田植機を2台、コンバイン、トラクターを各1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地はいずれも自宅から100m以内と近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 新居地区、所在地は西高倉の田2筆、面積は合計1,457㎡、譲渡人は奈良県奈良市の〇〇〇〇さん、譲受人は西高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は101a、取得後は116aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具は田植機を2台、コンバイン、トラクターを各1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地はいずれも自宅から100m以内と近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.11 新居地区、所在地は西高倉の田2筆、畑1筆、面積は合計3,593㎡、譲渡人は大阪府東大阪市の〇〇〇〇さん他1名、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は692a、取得後は728aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が3年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機を各1台所有されており、水稻と野菜を耕作されます。申請地はいずれも自宅から車で10分以内であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 西柘植地区、所在地は御代の田1筆、面積は114㎡、譲渡人は鈴鹿市の〇〇〇〇さん、譲受人は御代の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は29a、取得後は30aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年、父が50年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕耘機を各1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅から200mほどで、現在も譲受人が管理されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 西柘植地区、所在地は柏野の田1筆、面積は316㎡、譲渡人は柏野の〇〇〇〇さん、譲受人は柏野の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は219a、取得後は222aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が44年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から100mほどで、現在も譲受人が耕作していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14 長田地区、所在地は長田の畑1筆、面積は99㎡、譲渡人は長田の〇〇〇〇さん、譲受人は長田の〇〇〇〇さんで生前贈与です。譲受人の耕作面積は68aで取得後は69aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は60年で、本人と妻、長男が常時従事されており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、許可後は野菜を耕作する予定です。自宅近隣の農地で、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 花之木地区、所在地は大内の畑2筆、面積は合計8,955㎡、譲渡人は破産者〇〇〇〇破産管財人 弁護士 〇〇〇〇さん、譲受人は西高倉の農事組合法人 〇〇〇〇理事長 〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,277aで取得後は2,366aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である農事組合法人〇〇〇〇については、構成員5名全てが年間150日から250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。農機具は大型トラクター4台、プラウを1台所有し、許可後は牧草を耕作する予定です。農事組合法人〇〇〇〇は近隣の農地を耕作しており、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して新居地区担当委員、西柘植地区担当委員、長田・花之木地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.9について説明いたします。1月25日現地立会いを行いました。申請地は譲受人の家の前になります。譲渡人が高齢で耕作できないことから譲受人が野菜を耕作されます。
前田委員	No.10について説明いたします。所有者は高齢でしかも遠方におられることから今回譲受人が購入し耕作することになりました。
前田委員	No.11について説明いたします。譲渡人が相続で取得した農地ですが、遠方に住んでおり管理できないことから譲受人が水稻と野菜を耕作します。
奥沢委員	No.12、13について説明いたします。いずれも譲受人が現在も管理されている農地を取得するという点で特に問題はありませぬ。

西山委員	No.14について説明いたします。1月26日現地立会いを行いました。譲受人の住居の隣の農地を贈与で取得されます。現在も譲受人が野菜を耕作しており問題ありません。
西山委員	No.15について説明いたします。1月26日現地立会いを行いました。所有者が破産したことから〇〇〇〇の斡旋により譲受人が取得し先行して牧草を作付けしており問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.9～15について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.9～15について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.9～15は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.16～21を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.16 府中地区、所在地は服部町の田2筆、面積は合計2,232㎡、譲渡人は服部町の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は131aで取得後は153aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は47年で、本人が常時従事されており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。自宅から1km以内と近隣の農地で、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17 府中地区、所在地は東条と千歳の田3筆、面積は合計7,274㎡、譲渡人は大阪府東大阪市の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府交野市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は225aで取得後は298aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は61年で、本人が常時従事されており、農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。譲受人の住所は大阪府交野市ですが東条地内の倉庫を取得し、農地法施行規則第29条第1項による申請も提出済でその倉庫を拠点とすることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.18 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は913㎡、譲渡人は愛知県瀬戸市の〇〇〇〇さん、譲受人は佐那具町の〇〇〇〇さん他1名です。譲受人の耕作面積は56aで取得後は65aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は50年で、本人と妻が常時従事されており、農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。自宅から10分程度の距離であり、隣接する農地を管理していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.19 阿保地区、所在地は阿保の田2筆、面積は合計408㎡、譲渡人は阿保の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は16aで取得後の耕作面積は20aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が31年、妻も同様に従事しており問題ありません。農機具は耕耘機、コンバインを所有し、トラクター、田植機はリースいたします。申請地は自宅の名張市蔵持地区からは少し離れていますが、車で約20分と特に問題なく、昨年5月に申請地横を取得しており、現地立会の際、前回取得した休耕していた農地を、経営している会社所有の重機で開墾して、野菜を耕作していることを確認しています。通作についても問題なく、取得後は野菜、根菜を作付けする予定で引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.20 阿保地区、所在地は奥鹿野の田1筆、面積は143㎡、譲渡人は名張市つつじが丘の〇〇〇〇さん、譲受人は奈良県橿原市の〇〇〇〇さんで贈与による所有権移転です。譲受人の耕作面積は13aで、取得後の耕作面積は15aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。昨年5月に新規営農面談を行い家屋の周辺で農地を取得し伊賀市で営農を開始しており、今回、居宅の北側に隣接する農地を分筆整理し、この後5条でも取得予定の駐車場、庭と合わせて本申請地を取得するものです。農作業歴は、本人が26年、夫が11年従事しており問題ありません。農機具は耕耘機が2台、草刈り機を数台所有しています。申請地は取得する家屋の南側にある農地で、桜、柿、栗が植えられており、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.21 矢持地区、所在地は諸木の田1筆、畑1筆、面積は田畑合せて577㎡、譲渡人は諸木の〇〇〇〇さん、譲受人は諸木の〇〇〇〇さんです。申請者は退職を機に田舎暮らしを始めるため伊賀市に住居を探していたところ空き家バンク制度により住居を見つけて、当該物件に農地が付いていたもので1,000㎡以下の農地の取得となり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴はなく果樹を作付けする予定です。現在所有している農機具はなく、必要により草刈り機、耕耘機を購入する予定です。軽トラを購入されたようで、住所変更もすでに行ったところです。申請地は取得する家屋と山の間にある農地で申請者以外に進入する術もなく、申請者が取得することが現実的であり、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して府中地区担当委員、阿保地区担当委員、矢持地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.16について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。現在も譲受人が水稻を作付けしており、引き続き耕作するため問題ありません。
高田委員	No.17について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。譲渡人の体調が悪く耕作できないことから〇〇さんが譲り受けることになりました。農小屋も含めて譲受人が管理するため問題ありません。
高田委員	No.18について説明いたします。1月29日に現地立会いを行いました。所有者が高齢で遠方におり今後も管理が難しいことから近隣の譲受人が耕作します。
吉岡推進委員	No.19について説明いたします。〇〇さんは高齢で後継ぎがおらず、〇〇さんは耕作できる農地を探していました。水稻をしたかったが水利の都合で野菜を作付けされます。
吉岡推進委員	No.20について説明いたします。元々一筆だった農地が道路で分断され2筆になった農地です。果樹としきみを作付けする予定で問題はありません。
中井委員	No.21について説明します。1月26日現地立会いを行いました。事務局の説明のとおり空き家バンクでの取得ですが、家の裏で果樹をされるため問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.16～21について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.16～21について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.16～21は原案のとおり許可することに決定しました。

議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～2について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 諏訪地区、所在地は諏訪の田1筆、面積は211㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は諏訪の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、建設業の資材置場として利用するものです。申請地は、諏訪地区市民センターから西に約2kmに位置し、周囲を山林と雑種地に囲まれた狭小な農地であるため、第2種農地と判断します。申請地は山林に隣接した山間部の農地で日照時間が短く、農地としての生産性も低いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。令和2年9月に自身が所有する隣の農地を資材置場として転用許可されましたが、手狭になったことから隣接する農地を今回新たに資材置場として転用したいとのことです。工事期間は許可日から1ヶ月の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2 府中地区、所在地は服部町の田1筆、面積は106㎡、転用しようとする地目は公衆用道路です。申請人は服部町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は既存道路を拡幅して利用するものです。申請地は伊賀市立城東中学校から南西に約900mに位置し、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備はなされていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び水路を付け替えて放流する計画です。工事期間は、許可日から令和3年3月31日までの計画です。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、諏訪地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明いたします。内容については事務局の説明のとおりで問題はありません。
高田委員	No.2について説明いたします。事務局の説明のとおり道路の拡幅で問題はありません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～8について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.1 比自岐地区、所在地は比自岐の田1筆、面積は628㎡、転用しようとする地目は雑種地です。地上権設定者は比自岐の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、20年間の地上権設定がなされ、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、比自岐地区市民センターから南約200mに位置しており、周囲の優良農地とは分断された基盤整備のされていない農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、以前から休耕地であり周囲を多数の太陽光発電施設が設置されてきており、耕作活動が難しいことから、太陽光発電事業を行っている事業者が土地の地上権を設定し、管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを240枚設置し、設置面積は403.2㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可後から6ヶ月までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.2 阿波地区、所在地は富永の田1筆、面積は254㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は西明寺の〇〇〇〇さん、譲受人は富永の〇〇〇〇さんです。施設の概要は倉庫として利用するものです。申請地は、国道163号線沿いにある阿波地区市民センターから西約500mに位置する農地で、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備がなされていない狭小な農地集団に属する農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は昭和45年から譲渡人が農業用倉庫を建築し利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、譲受人の会社のすぐ北西で利便性があり、他に適した土地が無く、また自営業用の倉庫として引き続き利用したいとのことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 三田地区、所在地は野間の畑1筆、面積は300㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は野間の〇〇〇〇さん、譲受人は西之澤の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、JR伊賀上野駅から北に約600mに位置し、周囲を山林と雑種地に囲まれた小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、第2種農地と判断します。当該農地は獣害が酷く耕作が困難で以前から休耕地になっていることから太陽光発電施設として活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から令和3年7月31日までの計画です。工事計画については、土地造成は整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流の計画です。また土砂の流出を防ぐ土留め工事を行います。太陽光パネルは300枚設置し、設置面積は166㎡となるため設置割合は40%を超えます。区や隣接する土地所有者、水利組合には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 花之木地区、所在地は大野木の畑5筆で合計1,256㎡です。譲渡人は大野木の〇〇〇〇さん他3名、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は高芝公民館に近接する農地で、周囲を宅地及び山林に囲まれた基盤整備はなされていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から6カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置します。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は483.84㎡であり、メンテナンススペースを除いた設置割合は40%を超えます。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書を提出するよう指導しています。</p>

事務局	<p>No.5 府中地区、所在地は服部町の田7筆、面積は合計4,665㎡、譲渡人は服部町の○○○○さん他2名です。譲受人は服部町の株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、周囲の店舗及び工場用駐車場176台分を増設し利用するものです。申請地は城東中学校から南西へ約900mに位置する農地で、北東から南西にかけて当該農地に隣接する県道信楽上野線は交通量が多く農作業機械の横断が容易ではないことから、道を挟んだ農地は別の集団と判断する。また、申請地を含む集団は10ha未満の小規模な農地の一団にあり、基盤整備されていない農地であるためいずれの農地区分にも該当しないその他の農地であり、第2種農地と判断します。近隣に駐車場の代替地が無いことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、駐車場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年8月31日の計画です。工事計画としては、土地造成は整地のみで周囲に小堤を設置し土砂の流出を防止する計画です。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。地元地区、水利組合、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。</p>
事務局	<p>No.6 府中地区、所在地は服部町の畑2筆、面積は合計329㎡、譲渡人は服部町の○○○○さん他2名です。譲受人は服部町の株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、神社用契約駐車場13台分を増設し利用するものです。申請地は城東中学校から南西へ約800mに位置する農地で、周囲を宅地に囲まれた基盤整備はなされていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。近隣に駐車場の代替地が無いことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、駐車場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年4月30日までの計画です。工事計画としては、土地造成は西側道路敷地高で整地する計画です。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。地元地区、水利組合、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。</p>
事務局	<p>No.7 府中地区、所在地は千歳の田1筆で1,735㎡です。譲渡人は千歳の○○○○さん、譲受人は兵庫県伊丹市の○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は千歳公民館から北東へ500mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進むものと判断します。工事期間は許可日から3カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置面積は527.28㎡であり、地元地区からの要望を受けセットバックした箇所の面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して比自岐地区担当委員、阿波地区担当委員、三田地区担当委員、花之木地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
木下委員	<p>No.1について説明します。1月25日現地立会いを行いました。ずっと休耕田で管理もできていないことから周囲の同意を得て太陽光発電施設に転用します。</p>
森下委員	<p>No.2について説明します。1月29日に現地立会いを行いました。50年ほど前に農業用の倉庫として建築されましたが、自動車の修理販売業の譲受人が車の倉庫にしたいということです。既に建築されていることから顛末書付きでの申請ですが特に問題ありません。</p>

前田委員	No.3について説明します。1月25日に現地立会いを行いました。昨年太陽光発電施設の転用許可が出た隣の農地になります。休耕田の有効利用になることから問題ないと考えます。
西山委員	No.4について説明します。1月26日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり荒廃農地で太陽光発電施設への転用も問題ありません。
高田委員	No.5について説明します。1月29日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり駐車場への転用で問題ありません。
高田委員	No.6について説明します。こちらは神社の契約駐車場です。内容も問題ありません。
高田委員	No.7と8について説明します。いずれも太陽光発電施設で周囲も太陽光発電施設が設置されておりやむを得ないと判断しました。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～8について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～8は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.9～15を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9 古山地区、所在地は菖蒲池の田2筆、面積は合計223㎡、譲渡人は市部の○○○さんです。譲受人は名張市の○○○○さんです。転用しようとする地目は宅地及び雑種地です。施設の概要は、宅地と一体利用し庭として利用するものと自宅用駐車場3台分として利用するものです。申請地は古山郵便局から北へ約250mに位置する農地で、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備はなされていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。転用計画としましては、宅地と一体利用し庭として利用する計画と駐車場として整備する計画となっています。宅地と一体利用する部分につきましては既に宅地として利用していることから顛末書を添付させての申請となります。工事計画としては、現状のまま駐車場として利用する計画です。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。
事務局	No.10 花垣地区、所在地は白樫の田1筆で面積は2,419㎡です。地上権設定者は白樫の○○○○さん、地上権者は名張市の株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設及び資材置場として利用するものです。申請地は名阪国道 白樫ICから北へ250mに位置する農地で、周囲は○○○○の工場や飲食店、小売店等が立地することから市街地の傾向が著しい区域内にあるため第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を資材置場及び太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。地上権設定期間は許可日から20年です。工事期間は許可日から6カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置します。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置面積は508.56㎡であり、資材置場及び日照等で設置できない箇所を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書を提出するよう指導しています。

事務局	<p>No.11 河合地区、所在地は円徳院の田1筆、面積は1,359㎡、賃貸人は円徳院の〇〇〇〇〇さんです。賃借人は円徳院の〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、資材置き場として一時的に利用するものです。申請地は円徳院コミュニティーセンターから南西へ約400mに位置する農地で、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地であることから、第1種農地と認められます。今回の申請は一時的な利用に供するために行うものであり、他に建設用資材置き場にできる適した土地がないことから、当該農地を一時転用することはやむを得ないと考えられます。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透並びに仮設沈砂池を設け、既設排水路へ放流します。一時転用期間は許可日から3年です。一時転用期間終了後の農地の復元については、土地賃貸借契約書の文面で示されており、間違いなく遂行できると認められます。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.12 河合地区、所在地は馬田の田2筆で合計598㎡です。譲渡人は馬田の〇〇〇〇〇さん、譲受人は東京都港区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀市役所 阿山支所から北東へ900mに位置する農地で申請地を含む農地集団は10ha未満の小規模な農地の一団であり、基盤整備されていない農地であることからいずれの農地区分にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から令和3年3月31日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、防草シートを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け敷地内に水路を設置し既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを138枚設置し、設置面積は255.2㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、土地改良区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。なお、申請地は仮登記が設定されていますが、譲受人と同じであるので問題ございません。</p>
事務局	<p>No.13 久米地区、所在地は四十九町の田1筆、面積は1,827㎡の内828.75㎡で、工事用仮設土場を目的とした一時転用です。賃貸人は、四十九町の〇〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇〇 代表者 〇〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し市役所南西の交差点の工事に係る仮設土場に利用するもので、両者の間で令和2年12月1日から令和3年3月31日までの4カ月間の賃貸借契約が交わされています。申請地は、伊賀市役所から南西約100mに位置する都市計画区域内、農業振興地域内、農用地区域内農地です。道路改良工事に伴う資材等仮置き場を目的とする一時的な利用に供するもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と判断します。工事現場からすぐの立地で作業効率がよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成について整地のみで、申請地内に表土を山積し回復用に残します。取水はなく、仮設トイレ用にタンクで水洗用の水を搬入し、汚水は、1カ月半ごとに汲み取りを行います。雨水については自然浸透です。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。賃貸借契約書に原状回復後返還すると記されており、工事終了後は確実に農地に復元されるものと考えます。12月からの工事に伴い既に仮設土場として利用しているので顛末書を添付させての申請です。区や周辺地権者からの同意も得られており、近隣の農地所有者に事業計画について説明もされていることから、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>

事務局	No.14 阿保地区、所在地は別府の畑2筆、面積は234㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は別府の〇〇〇〇さん、譲受人は岡波の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自家用駐車場5台分として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から北東おおむね800mに位置する、宅地と雑種地に囲まれた生産性の低い狭小の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、これまで借家にして居宅に譲受人の親族が居住することになり、駐車場がなかったため居宅の東側に隣接する農地を取得し、駐車場として利用するもので、居宅のすぐ横で、幹線道路からも進入し易い土地で、駐車場として利用することは合理的で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成については、整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。進入路は現在も隣人の土地を通行しているため、同意書を添付しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長、水利組合、営農組合からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。
事務局	No.15 阿保地区、所在地は奥鹿野の田1筆、面積は51㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は名張市つつじが丘の〇〇〇〇さん、譲受人は奈良県橿原市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自家用駐車場と庭として利用するものです。申請地は、奥鹿野公民館から南へおおむね300mに位置する、宅地と山林と川に囲まれた生産性の低い狭小の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、先ほど第3条で申請のあった分筆整理した一部で、取得した家屋の南側に接しており駐車場がなかったため申請地を取得し、駐車場兼庭として利用します。居宅のすぐ横で、駐車場として利用することは合理的で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。既に駐車場、庭として利用しているため造成等は行わず、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。既に駐車場と庭として利用しているため顛末書を添付させての申請です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長、水利権者からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、古山・花垣地区担当委員、河合地区担当委員、久米地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森中委員	No.9について説明します。1月29日に現地立会いを行いました。事務局の説明のとおりで、区長も了解しており特に問題ありません。
森中委員	No.10について説明します。1月22日に現地立会いを実施しました。事務局の説明のとおりで特に問題ありません。
福地委員	No.11について説明します。1月25日現地立会いを行いました。事務局の説明のとおりで地元関係者と度重なる協議を行い問題ないと判断しました。
福地委員	No.12について説明します。隣接する農地への影響もないことから問題ないと判断しました。
玉岡委員	No.13について説明します。1月28日現地立会いを行いました。事務局の説明のとおりで市役所前交差点改良工事の資材置場としての一時転用ですが、申請地が一番近くて便利で、業者と地権者で農地への復元について約束されていることから問題ないと判断しました。
吉岡推進委員長	No.14について説明します。家の極にある農地で、駐車場へ進入する道について、赤道との境界は確定するよう指導を行いました。
吉岡推進委員長	No.15について説明します。現在は小さい納屋があることから取り壊すとのことですが。内容については問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9～15について、一括して採決することに異議はございませんか。

一同	異議なし。
議長	議案第3号No.9～15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.9～15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第4号「買受適格証明願について」を議題とします。 議案第4号No.1～2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1、No.2は公売物件が別になっていたため2件の証明発行としますが、願出人が同一で隣接する土地のため纏めて説明いたします。 種生地区、所在地は高尾のNo.1が畑2筆、面積は合計644㎡で、No.2が畑1筆、面積は16㎡。願出人は兵庫県西宮市の〇〇〇〇さんです。当該農地は、高尾地区原池の山林化した農地で、税の滞納により財務省に差し押さえられた物件ですが、昨年4月に買受適格証明を行った同じ箇所で、コロナ禍で公売自体が中止になっており、このたび名古屋国税局であらためて公売となり期間競争入札が行われるものです。買受適格証明願については、対象物件により農地法第3条および第5条の審査により判断することとなります。今回の期間競争入札参加のための第5条の買受適格証明願が提出されました。公売保証金の納付期限は令和3年3月23日17時までで、開札期日は令和3年3月30日の午前10時です。No.1は全体で6筆の入札とされておりますが、他の4筆については山林であるため、2筆のみが買受適格証明願の対象となり、No.2も全体で6筆の入札とされておりますが、他の5筆については山林であるため、1筆のみが買受適格証明願の対象となります。願出人は林業関連の事業を営んでおり、この度の公売物件の入札に参加しようとするものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南におおむね8kmに位置する、高尾地区原池地内の山林に囲まれた山間地域の生産性の低い狭小の集団の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、既に杉が植林され山林化しているため理由書を添付させた農地法第5条の審査により判断します。申請地周辺は一帯が山林化しており、林業関連の事業者が当該農地を取得することは、収益性もあり今回の転用はやむを得ないものと判断します。既に山林化しているため、事業計画、工事計画もなく現状のまま利用する計画となっております。資金証明も添付されており転用は確実に実行されるものと思われま。周辺に農地もなく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中井委員	No.1と2について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりで4月に一度出た物件です。入札に関しても特に問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり買受適格者であることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1～2は原案のとおり原案のとおり買受適格者であることに決定しました。
議長	続きまして議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第5号No.1～3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 新居地区、所在地は西高倉の田1筆、面積は320㎡、現況は宅地です。願出人は西高倉の〇〇〇〇さんです。場所は上野北小学校から西へ約500mにあり、宅地と線路に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。平成13年に願出人所有の農地と、隣接する〇〇〇〇の宅地を一体利用して、〇〇〇〇の荷捌き用の倉庫と駐車場を建築しました。それ以降現在まで宅地として利用されており、固定資産の課税台帳でも20年以上経過していることを確認しております。現地調査を行ったところ倉庫や車庫などの建築物があり、地面は舗装され、現在も宅地として利用されていることから、農地に復元することは困難であるため非農地として問題ないと確認しました。
事務局	No.2 古山地区、所在地は菖蒲池の畑1筆、面積は38㎡、現況地目は宅地です。願出者は市部の〇〇〇〇さんです。場所は、古山郵便局から北に500mに位置する土地で、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和30年10月20日に平屋建ての倉庫が建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3 玉滝地区、所在地は内保の畑1筆、面積は122㎡、現況地目は宅地です。願出者は内保の〇〇〇〇さんです。場所は、内保集会所から北に500mに位置する土地で、周囲を宅地及び山林に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和52年3月21日に2階建ての居宅が建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員、古山地区担当委員、玉滝地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりで非農地として問題ありません。
森中委員	No.2について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりで宅地化しており非農地として問題ありません。
吉岡委員	No.3について説明いたします。既に家が建っておりどうすることもできない状態です。事務局の説明のとおりで問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第5号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号No.1～3は原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定56件、再設定30件で、計画面積は合計327,056.44㎡です。</p> <p>(説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	つづきまして、事務局から「その他」の事項について説明願います。
事務局	<p>3. その他 1) 令和2年度利用意向調査についてご説明します。昨年8月～10月に実施していただきました農地パトロールにおいて、新たに緑色に塗られた遊休農地について、土地の所有者に対して今後の利用の意向を聞くために1月25日付けで文書を送付しました。自ら耕作する意思があるのか、農地中間管理機構などに貸付を行うかなど記載してもらった内容になっており、あさって金曜日が提出締切日になっています。調査後の結果については、取りまとめ次第改めてお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして 2) 令和3年度総会開催日及び申請書等提出締切日についてご説明します。資料のような内容で年間スケジュールを立てておりますのでご確認をお願いします。総会への出席につきましては、新型コロナウイルスの状況を見ながら引き続き人数を絞った開催になるかと思いますがよろしくお願いいたします。また、この内容で広報3月1日号と伊賀市のホームページにも掲載する予定です。</p> <p>本日、資料はございませんが、先月と先々月の総会で確認いただきました令和3年度の農作業賃金についても3月1日号の広報とホームページに掲載予定になっておりますので、併せてご報告します。</p>
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 3 年 3 月 10 日

会長

吉岡 康夫

⑩

議事録署名者

宮本 長生

⑩

議事録署名者

中井 悟雄

⑩